

# 広州日本人学校P T A通学バス会会則

## 第1章 名称

本会は、広州日本人学校P T A通学バス会（以下「本会」）と称する。

## 第2章 目的

本会は広州日本人学校の「児童・生徒の登下校の送迎は保護者の責任下で行われる」という原則の下に、本会員の委託により本会員の家族である広州日本人学校児童・生徒が安全かつ妥当な料金で登下校するための通学バスを運営することを目的とする。

## 第3章 入会資格

本会の会員は通学バスを利用する広州日本人学校児童・生徒の保護者とする。

## 第4章 入会

1. 入会申込書は本会の定める様式にて提出するものとする。
2. 入会は学校長により決定される。又、決定は遅滞なく入会申込者に通告する。
3. 入会申込者は入会決定次第、広州日本人学校P T A通学バス会会則（以下「本会則」とする）に定める全ての権利と義務を有するものとする。

## 第5章 会員の権利及び義務

1. 全ての会員は次の権利を有する。
  - (1) 広州日本人学校へ通学する会員の児童・生徒が通学バスを利用すること。
  - (2) 通学バスの運行・安全等の改善のために自由に意見を述べること。
  - (3) 総会に出席すること。
  - (4) 通学バス会担当に推挙されること。
2. 全ての会員は次の義務を有する。
  - (1) 指定日までに本会指定の方法でバス代金を納入すること。
  - (2) 交通事故を未然に防止し、児童・生徒の安全を期するために本会則とご利用案内を守ること。
  - (3) バス運行中に発生した事故並びに、登下校中に自宅、学校間において発生した事故については、その原因の如何を問わず全ての責任をP T A役員・学校・理事会に対し追及しないこと。
  - (4) 児童・生徒によるバス備品の破損は、当該保護者が相当額を負担すること。
  - (5) バスストップまでの送迎については保護者が全責任を持つこと。
  - (6) 本会の決定に従うこと。
  - (7) ルート委員・ストップ係を担当すること。ただし担当免除の可否は本会が判断する。

## 第6章 会員資格の消滅

1. 本会の定める退会届が提出された場合。
2. 広州日本人学校から転出する場合。
3. 1ヶ月以上にわたるバス代金の滞納がある場合。
4. 義務を著しく怠った場合。(最終判断は本会にて行う)
5. 乗車ルールを守らないなど、本会の運営に著しく支障を与える場合。

## 第7章 役員

本会の役員は下記によって構成される。

1. 通学バス会担当 総務 1名
2. 通学バス会担当 総務補佐 1名
3. 通学バス会担当 運行 1名
4. 通学バス会担当 庶務会計 1名

## 第8章 役員を選出及び任期

「広州日本人学校PTA役員選出規定」に準ずる。

## 第9章 任務

役員の仕事は次の通り定める。

1. 通学バス会担当4名は、総会、バス定例会、ルート委員会、通学安全委員会に出席する。
2. 通学バス会担当4名は通学バス及び部活バス、家族送迎無料バスを運営するために以下の仕事を分担する。
  - (1) 通学バス会担当(総務)は本会運営のために、学校及びバス会社、本会会員と連携し、全体を管理する。
  - (2) 通学バス会担当(総務補佐)は通学バス会担当(総務)を補佐する。
  - (3) 通学バス会担当(運行)は通学バス及び部活バス、家族送迎無料バスの運行を管理する。
  - (4) 通学バス会担当(庶務会計)は本会運営に関する書類の作成、資料の管理、会計の管理を行う。

## 第10章 総会

「広州日本人学校PTA会則規定」に準ずる

## 第11章 通学バス会担当

1. 本会の議決は出席役員の過半数の同意を必要とする。
2. 通学バス会担当は、必要に応じて臨時会を開く。
3. 通学バス会担当は、通学バスの運行を合理的に且つ公正に行うために次の権限を有する。  
但し、改正後、速やかに会員へ通知をしなければならない。
  - (1) バス会社との契約交渉
  - (2) バス会員の把握
  - (3) ルート及びバスストップの決定

## 第 1 2 章 バスルート委員及びバスストップ係、部活バス連絡係

1. 本会の円滑な運営を図るため通学バス会担当のもとに、バスルート委員及びバスストップ係、部活バス連絡係をおく。
2. バスルート委員は、各学期一回のルート委員会に出席し、バスストップ係と連携する。
3. バスストップ係は、バスルート委員と連携しストップ内をまとめる。
4. 部活バス連絡係は、本会からの連絡を部活バスストップ内に伝える。

## 第 1 3 章 運行基本方針

1. 運行ルート、運行時刻は広州日本人学校の行事予定表に従って決定する。ルート及びバスストップの新設と廃止は、本会与バス会社で検討する。
2. バスストップ設置の基準は以下の通りとし、そのすべてを満たすこと。
  - (1) バスが安全に走行、停車できること。
  - (2) ルート走行が広州市内で原則 1 時間を越えないこと。  
但し中学部部活バスのバスルート及びバスストップ設置は、この限りではない。
  - (3) バスストップ係及び部活バス連絡係が選出できること。

## 第 1 4 章 バス代金

1. バス代金は学校及び本会与バス会社で、通学バス請負合意書に定めるとおりとする。
2. バス代金に変更がある場合は、事前に書面にて報告する。
3. 日割り計算は受け付けない。

## 第 1 5 章 傷害保険

本会としては傷害保険に加入していない。

## 第 1 6 章 改定

本会則は会員の 3 分の 2 以上の承認を以って改正することができる。  
改訂後はすみやかに会員に報告する。

2018 年 4 月 1 日 施行

2018 年 11 月 20 日 改定